

令和元年10月24日（木）

於・農林水産省本館8階 水産庁中央会議室

水産政策審議会資源管理分科会

第7回くろまぐる部会

議事録

水産政策審議会資源管理分科会

第7回くろまぐろ部会

議 事 次 第

日時：令和元年10月24日（木）

11：00～12：25

場所：農林水産省本館8階 水産庁中央会議室

1 開会

2 議事

(1) 「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の一部改正案について

(2) その他

3 閉会

午前11時00分 開会

○資源管理推進室長 予定の時刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会資源管理分科会第7回くろまぐろ部会を開催させていただきます。

私は本日の事務局を務めます資源管理推進室長の岩本と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の方にマイクが置いてありますので、ご発言の際には挙手いただき、それからマイクをとってご発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況についてご報告します。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされています。本日は、くろまぐろ部会委員の6名中6名の方が出席されており、定足数を満たしていますので、本日の部会は成立していることをご報告します。

では、次に配付資料の確認です。お手元の封筒の中の資料ですが、順番に確認をします。まず、議事次第、その後ろに資料一覧です。資料につきましては資料1から資料3-1と3-2がまとめてホチキスで留めてあります。資料1から6までありまして、その後ろに参考資料が1、2、3となっています。参考資料につきましては1から2までをまとめてホチキスで留めてありますので、ご確認いただきたいと思います。資料は以上となりますが、漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして部会長からご挨拶をお願いします。

○山川部会長 本日は皆様、非常にタイトなスケジュールの中、お越しくささいまして誠にありがとうございます。本日は今年に入って2回目のくろまぐろ部会ということで、昨年から通算しますと第7回目ということになりますけれども、前回は9月に行われ、WC P F Cの北小委員会における結果を踏まえまして、翌年への繰越分、あるいは、台湾から大型魚が移譲された分、それをどのように取り扱うかというようなことをご議論いただいたところです。

WC P F Cにおける正式決定は12月の年次会合においてなされるということをお伺っていますけれども、本日は前回ご議論いただきました結果や方向性を確認いただいた上で、配分のルールの修正案についてご議論いただいて、取りまとめを行っていきたくと考えています。よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。報道関係のカメラ撮りはここまでとし

ます。

それでは山川部会長、議事進行をよろしくお願いします。

○山川部会長 では、最初の議題（１）「第５管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の一部改正案についてということですが、事務局から資料の説明をよろしくお願いします。

○事務局 それでは事務局から資料の説明を行います。

この議題（１）に使用します資料は資料２から資料５までとなっています。構成としましては、資料２が前回の第６回のくろまぐろ部会で出ました主な意見、そしてその対応の方向性について取りまとめたものです。続いて、この議論を受けまして、昨年策定しました第５管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について、こちらの改正案について資料３を使ってご説明します。これらを踏まえた全体像として資料４、第６管理期間の配分の考え方について、こちらがまとめられております。最後に資料５ですが、こちらは資料２の議論の方向性を受けて、事務局、水産庁として、この融通に関するルールを見直す、こういったことを考えていますので、それについてご説明をさせていただくのが資料５になります。全体の構成は以上ようになっています。

それではまず資料２から説明します。第６回くろまぐろ部会の主な意見及び方向性についてです。前回、第６回くろまぐろ部会で大きく３つの論点について議論し、それに派生する形で幾つかの論点の議論を行いました。それにつきまして、主な意見とその方向性を取りまとめましたので、こちらについてご説明します。

まず、論点１、各配分量の繰越率の上限についてです。これは、繰越率を国全体が１７％になっている中で、各配分量の繰越率を何パーセントに設定すべきかというご議論でした。１番目にありますとおり、繰越率は１７％と報道されていまして、漁業者は全て自分の手元に来ると思っていますが、留保として利用することは有効であるため、未利用分は１０％までとしてはどうかというご意見。それから、来遊のリスク、来遊の変化により枠が足りなくなることを今まで経験しているので、一定数量は国が留保してリスクに備えたほうがいいのかというご意見。その他、漁業種類ごとの配分量の繰越率、こちらは漁業種類を問わず各漁業公平にしてほしいといったご意見。そして、最後になりますが、増枠を目指し消化率を上げることを考えたら誰かがコントロールしたほうがよく、一部を国が留保するほうがよい。各配分量の繰越率は５％、もしくは１０％といった単純なものがよい、こういったご意見がありました。その結果、全体の方向性とし

て、この丸にあるように、繰り越しについては大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量の未利用分のうち翌期に繰り越せる数量は、各配分量の10%までとする。残りについては国の留保とする。このように前回のご意見が集約されています。

続いて、論点2です。繰り越しのうち国が留保した分の配分の方針です。まず、小型魚の留保の配分の方針として、大きく2つの意見がありました。1つは、繰り越しのうち国が留保した分は、漁獲管理に苦勞している沿岸漁業者に優先的に配分してほしい。そして、もう1つのご意見は、上乘せ配分する際には、近年の来遊の変動により過去の実績に基づく配分だけでは大量に放流せざるを得ない場合もある。こういったことを想定して、一部は各都道府県に均等に配分するほうがよい。こういったご意見です。

これを受けまして、全体の方向性としては、小型魚の繰り越しのうち国が留保した分の配分については、沿岸漁業への配分を優先することとし、そのうち一部は混獲回避への配慮として都道府県に均等に配分する。こういった方向かと思えます。

続いて、2ページに移りまして、大型魚の留保の配分についての主なご意見です。4点あります。繰り越しのうち国が留保した分は、先ほど同様ですけれども、漁獲管理に苦勞している沿岸漁業者に優先的に配分してほしい。漁獲実績がデータとしては確実であり、実績の比率に合わせた配分がよい。その他、沿岸漁業への配分では、来遊状況の経年変化があるので直近年のデータまで使ったほうがよく、近年の最大実績まで配分すれば大きな来遊があった場合にも対処ができる。そして、近海かつお・まぐろ漁業に配分しデータを取らないと、資源が本当に回復しているのかどうか証拠がなくなり増枠が難しくなる。

こういったご意見がありまして、方向性としては、大きく2点を優先して配分をするということです。1つ目が、沿岸漁業については、直近年の最大実績まで配分する。2つ目、沖合漁業（大臣管理漁業）については、資源評価に用いる漁業データ収集に配慮し、近海かつお・まぐろ漁業へ配分する。こういった2点が方向性としてあったかと思えます。

そして、3番目です。3番目の論点としては、大型魚の移譲分300トンの配分です。ご意見としまして4点あります。1つ目、十分な国内調整の上で、大型魚を沖合漁業に配分し、その見合いの小型魚を沿岸漁業に配分してはどうかといったご意見がありました。また、300トン、単年限りの措置でございますので、残したら損であり、確実に獲れるところに獲ってもらうのがいいのではないかと。3点目ですけれども、沿岸漁業にも小型

魚だけでなく大型魚のニーズもある。そして、最後ですが、小型魚の漁獲枠との融通となると沖合漁業と調整しなければいけないので、この理解を得ないと進まないのではないかといったご意見がありました。

その結果、大型魚の300トンについては、すぐに小型魚に転換するというのがなかなか難しいので、配分する場合の方針としては、先ほどと同じ、沿岸漁業と沖合の近海かつお・まぐろ漁業に対して配分する考え方と同様とするという結論でした。

その上で、論点の4番です。この300トンの大型魚ないし大型魚の留保分を小型魚に転換する、振り替えることについてという論点があって、こちらについては結論は出なかったのですが、矢印のところ、2ページの最後ですが、水産庁、事務局としての、こういった方向性を考えているということをご紹介します。

こちらにつきましては、まず大型魚の300トン、これをすぐに沖合漁業と調整して小型に変えるというのはなかなか難しいので、まず300トンの増枠分は大型魚の漁獲枠として配分をして、そして、それぞれ配分した配分量と繰越分を含めて国に留保される数量との融通ができるような形を考えたいと思っています。これにつきましては、沿岸漁業の管理が始まる前までにルールの見直しを行って、国の仲介による融通の促進を図る仕組みを検討したいというふうに考えています。

どういうことかと言いますと、例えばですが、繰り越しのうち大型魚に係る留保の部分を国が持っているときに、うまく他の漁業と調整がつけば、その留保している数量と配分した数量を交換して、国のほうの小型が増えた際には、またルールに従って配分する、もしくはさらに交換していく。こういった形で枠の流動性を高めていけばいいのではないかと考えています。これについては資料5のほうでも少し補足で説明します。

そして、その他の議論としまして、第5管理期間の沖合漁業の獲り残しを当該漁業で繰り越すのではなくて、沿岸漁業の第5管理期間の残りの期間に配分することを検討してほしいと、こういったご意見についても議論を行いました。ただ、議論の中で、これは繰り越しに関するルールではなくて、第5管理期間中の融通の話ではないのか、という指摘があったことを記録として残しておこうというものです。

以上が前回の議論とその方向性です。そして、これを受けまして、資料3になりますけれども、第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について、こちらの改正案を作成しましたので、ご説明します。

改正点は資料3-1の2ページ目をご覧ください。前回の議論の中で、大型魚の300トンの移譲については単年限りの措置で、恒常的なものではないので、今回この考え方の整理の際には繰り越しの部分を記載するということがご意見であったかと思えます。そこで、2ページ目の6の(4)に、未利用分の繰り越しの取り扱いという項目を設ける案を作成しています。内容を読み上げます。未利用分の繰り越しの取り扱い。大臣管理漁業及び都道府県別配分量(以下、「各配分量」という。)の未利用分の繰越率は10%を上限とするべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とするべきである。また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項への配慮及び資源評価に用いるデータ収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。こういった形で具体的に記載する案をお示ししています。

なお、この前段のパラグラフですけれども、10%を上限というのは決まった内容として記載をしましたが、その後段のなお書き、こちらについては現在は5%の繰り越しということで、その場合は5%のまま、沿岸漁業の、もしくは、都道府県、各配分量の繰り越しができていますので、そういった場合は、10%より低い場合は、その数字を使うという意味合いで記載をしています。こちらが改正案になっています。

以上の点をまとめたのが、資料の4番です。資料4が具体的な来年漁期の配分の考え方をまとめたものになっています。上段の四角の箱ですが、こちらが昨年取りまとめた配分の考え方になっています。基本的には2020年漁期も昨年の考え方と同様の考え方で行うこととなります。その上で、下の箱ですが、今回追加された考え方で、いわゆる繰り越しや大型魚の300トンの話をまとめたところです。繰り越しに関するルールとしましては、先ほどお話ししましたとおり、各配分量は10%を上限に繰り越し、残りの数量は国の留保とすると。繰り越しのうち国が留保した分の取り扱いですが、こちらについては、基本的には各配分量に上乗せで配分を行いまして、その配分の方針としては、小型魚は沿岸漁業に優先して配分する。大型魚については沿岸漁業とそれから近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分する。こういった形が取りまとめとなっています。

そして、最後に資料の5番の説明をします。資料5はこれまでの話と少しベースになるものが違いまして、これは融通に関する実施要領の一部改正についてというものです

。融通につきましては、現在、実施要領を定めまして、それに従って実施しております。参考資料の通し番号の15ページからが、繰り越しの配分の融通に関する実施要領となっております。

資料5についてご説明しますと、この実施要領は本年3月に策定しまして、これに従って現在、配分量の融通を行っているところです。しかしながら、資料5の1の2つ目のパラグラフですが、実際に融通を行おうとしても、都道府県や大臣管理漁業において、小型魚もしくは大型魚の漁獲枠の需要、それからその必要な時期が異なることから、現在この融通がまだ十分に活用されていないという状況にあります。我が国の漁獲枠を有効に活用するためには、さらに融通を促進する仕組みを考える必要があるという現状です。

また、はじめに申し上げましたが、繰り越しや超過数量の差し引きなどによって、今後、国の留保が増加することが考えられますので、これを配分するほか、より有効に活用していく必要があるというのが、今後発生することだと思っています。

そのため、2番の対応案というところですが、対応案ですが、国が配分せずに留保する数量は、配分を受けた特定の都道府県が大幅に超過した場合、それから、我が国全体が漁獲枠が超過する場合、こういったリスクに備えて設けているものですので、この留保というのをいたずらに全て配分したり、それから交換する、融通するということにはいかなないことから、この留保については、小型魚それから大型魚のそれぞれの漁獲枠の超過リスクを考慮して、その範囲内で都道府県等の融通に要望に応じられるように実施要領を一部改正したいと思っています。

具体的に、この留保を使った融通をどうしていくかということですが、くろまぐろの留保からの配分ですが、現在は資源評価に用いるデータ収集のため留保から配分することとしています。

もう一点、融通後、突発的な来遊をした場合に追加配分する、こういったことのために留保の配分のルールを決めているところです。このため、この留保する数量と各配分量との融通を行うのであれば、原則としては基本計画を変更して、資源管理分科会で諮問して、この融通を進めていきたいと考えています。

ただ、こうしますと、迅速性がかなり失われますので、迅速性を高めるために、あらかじめ、資源管理分科会で、留保のうち、例えば何トンは融通に使いますということを決めておいて、その範囲内で要望があった際に交換していくといったことを考えてはど

うかと思っています。ただ、この際、事務局の裁量によって融通を誰に渡すかというのを決めるのはおかしいので、そこはあらかじめ融通の要望があった際の対応ルールを決めて、その上でやっていくということを水政審の中で了解を得て進めていく必要があるだろうと思っています。このことについては、今後検討を進めていきたいと考えています。

以上になります。

○山川部会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくをお願いします。

谷委員。

○谷委員 ただいまの説明の中で、まず我々が一番、漁業者全体で大きな目標のうちの一つでありますWCPFCでの増枠を勝ち取ると、そのために漁獲枠の遵守はもちろんですけれども、何よりも漁獲枠の消化率の向上ということが重要であると。このために、大中型まき網がこれまで他種漁業よりも厳しい措置を受け入れてきています。留保枠の確保などにも協力をしてきたということも考慮していただいて、特に大型魚に関しては、漁獲枠の有効利用を図るため、国の留保分からは大中型まき網への配分が行われるよう求めるというところですか。まず、そこを一つ、議論にさせていただければなと思っています。

○山川部会長 ありがとうございます。他にご意見、ございますでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 同じく、WCPFCにおいて今、消化率というのが増枠に向かっていく一つの手だというのは、これは私も理解してはいます。ですが、私は消化率よりはデータのほうを重視したほうがいいと思います。沿岸の消化率が上がらないのは、これは資源管理をきちんと行っている証拠です。定置に入ったまぐろを放流しています。これが日本中の漁業者がきちんと資源管理をできるように、今なってきています。それがその消化率の低下の要因だと思っています。ですので、WCPFCでは沿岸と沖合、近かつのデータをきちんと取っていくと。それを大きいデータにして、増枠を目標にしたほうがいいのではないかと考えています。

それともう一つ、WCPFCで、日本はもう早く漁獲証明をやらないとだめだと私は思います。どこの海で獲れて、どういう流通過程を経て、漁獲証明ができていいのか。他の国はできていなくても、日本はきちんとした漁獲証明を行っていると、これが資源

管理をやっている証拠だと。この漁獲証明を早く構築してほしいと思います。

以上です。

○山川部会長 ありがとうございます。

個別の議論に入る前に、一通りそれぞれの委員からご意見を伺いたいと思います。

大森委員、前回ご欠席しておられましたけれども、いかがでしょうか。

○大森委員 前は欠席をしまして失礼しました。欠席ということで書面で意見を出させていただいたのですが、若干意思が伝わっていなかったなというのを報告の中身を受けても感じた次第です。まず資料2をベースに方向性についてのご説明がありました。これにあわせた資料5の融通に関する考え方。これも私としては理解できる範囲の中におさまっていると思う次第です。

ただ、資料2の3ページのその他の部分で、私は第5管理期間での沖合の獲り残しは、当該漁業で繰り越すのではなくて、しっかり全体に配分できるように融通を優先してやってくださいという意味で意見を出したのが、逆になっているなど思った次第です。

それで、水産庁にもう一度確認をしたいのは、今年のくろまぐる部会で、この融通と繰り越しという考え方が示されたわけです。この融通と繰り越しというのは、どちらにそのプライオリティを設けて考えているのかというお話もしたと思います。今回この繰り越しの枠が10%以内となるわけですがけれども、今現在の融通の実行状況を先ほど水産庁が説明したとおり、小型魚や大型魚のそれぞれの都道府県での生産の期間、時期が違うということもあって、融通が十分に活用されていない。これはもう平たく言うと、設定された各県の枠を要はギリギリまで持っていて、なかなか放してくれなくて、最後に融通しましょうかといったときには、もう使えるところがあまりないということでもあるんじゃないかなと思っています。そうすると、今度この繰越枠という部分が7%と大きくなることで、より繰り越しを何とか持とうという意識が強くなって、本来の融通し合って全体で枠の消化を促進していこうという考え方が、さらに危うくなるんじゃないかなというようなことも考えられます。よって、もう一度、融通というものをどうふうにか考えているのかを、ご説明をお願いします。

○山川部会長 ありがとうございます。川辺委員、田中委員はいかがでしょう。

○川辺委員 ありがとうございます。今のお話をお伺いしていて、融通と繰り越しの壁というのがどこにあるのかなというのを私もちょっと疑問に思っていました。この要領を拝見しますと、くろまぐる配分の融通に関する実施要領、これは最初4つ定義されて

ありましたと。都道府県と大臣管理漁業というふうにあって、最後に今管理期間と翌管理期間の間のいずれかというふうにもあります。つまり、時間を超えてというのもあると。今回、ちょっとこの話、また後だと思んですけども、外国から贈与された分をまたそれを使うというようなお話もまた出てくると。やっぱりこの融通を促進していくためには、ステークホルダーを増やしていくっていうのがすごくいいのかなと思っています。だから、この外国というのも入れると。それから時間というのもうまく入れていく必要があるのかなと思っています。なので、今の大森委員のお話は、私もすごく疑問に思っていたところなので、是非、お聞かせいただきたい。この融通と繰り越しというものをどういうふうに調整、あるいは境目を考えるのかということ、お聞かせいただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○山川部会長 ありがとうございます。

田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 海洋大の田中です。全体としてはこんな感じでいいんじゃないかと思う次第です。今、大森委員をはじめ、幾つか出た点と関係するんですけど、300トンの臨時の枠があったとき消化率を考えてください、獲れるところから獲らないと損ですという話したんですが、結局、増枠にしろ、繰り越しにしろ、囲い込むだけで実績を持たないものへ、枠だけ持っていて渡さないというのは、そこは何かペナルティーのようなものが要るんじゃないかなと思います。つまり、これからそこは議論するところだと思うんですけども、配分なり融通のルールなり、何なりの中でそういう視点を盛り込む必要があるなどは思いました。以上です。

○川辺委員 ご説明資料、すごく些細なところですけども、資料4の下の方を足されていますが、繰り越しに関するルールというところの2行目ですね。WCPFCのルールが10%未満というのは、このルールというのは、これは繰越率のことでしょうか。

○事務局 そのとおりです。はい。

○川辺委員 ありがとうございます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。一通りご意見賜りましたけれども、幾つか論点いただいたかと思えます。まず大森委員、それから川辺委員からの、融通と繰り越しの関係について、もう少し考え方を詳しく説明していただければということですけども、これについて事務局のほうから、今回の資料5の内容も含めて、もう少し追加で何かご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 事務局から説明します。

まず、融通と繰り越しの関係ですが、前回、大森委員、欠席されていましたが、前回の資料にもお示ししたとおり、これまでは漁獲枠を遵守することによりかなり重きを置いてコントロールしていたんですけれども、やはり枠の余りがあるということで、融通の促進を図る仕組みが必要だというのが前回のくろまぐろ部会のご意見であったと思います。水産庁としましては、消化率を上げることが、今後の増枠をしていくためにも根拠になり得るところもあって、消化率を上げていきたいと思っているし、その点では融通をなるべく促進して、与えられた枠を有効活用することが大事だというのがまず第一義的なポイントだと思っています。

ただ、では残した分というのをその場合どうするのが一番いいのかということ、それこそ全て国が一旦留保して、獲れるところに再配分するというのでもいいのかもしれないのですが、この論点については、昨年のくろまぐろ部会でもあったかと思うんですが、獲り残したのか、獲り控えたのかというところの判断がすごく大事でして、堀内委員が言われたように、都道府県によっては獲り控えをして、資源をしっかり枠を守って残ったところもある一方で、全然獲れなくて残ったところがあったときに、獲り控えたところは当然、来期自分が獲りたいというふうに思うわけです。そのために、昨年のくろまぐろ部会のヒアリングでも、獲り残した分、獲り控えた分については、繰り越しを認めてほしいという、そういったご意見があったのが前回です。

そういったご意見も考えると、今回、全て国が留保して、獲れるところに渡すのがいいのか、それともちゃんと獲り控えたところの繰り越しを認めるのがいいのかといったところの、調整のというか、皆さんのご意見の結果がこの10%くらいは繰り越しを認めて、残りをうまく融通するというわけではないんですけれども、配分をして、獲っていくのいいんじゃないかということなのかなと思っています。

我々としても、難しいのは、事務局で配分を考える際にも、獲り控えているのか、本当に内容が無かったのかというところの判断が非常に難しいものですから、ここについては、今後もデータをしっかり収集した上で、配分の見直しというのを考えていくのいいのではないかと考えています。すみません、繰り返しになりますが、大事なことは融通をうまくして、与えられた枠を使うことですので、それに向けては、この融通の要領の見直しも含めて、引き続き検討していきたいと考えています。

○山川部会長 大森委員。

○大森委員 明確なご説明いただきました。まさに、そういうことなんですね。先ほど堀内委員も言ったように、やはりしっかりと管理をして獲り控えて、それがやっぱりデータとしてしっかり出せるものについて、今度の繰り越しの考え方、ここがしっかりと理由づけがされて、国が留保した部分を優先して沿岸に回していただくということになると思うんです。

ただ、融通のものの考え方が最初にありきなので、繰り越しありきではないということと、獲り控えをした場合の、繰り越しはしっかりと担保しなければいけないものだと思います。そこの部分を早く明確に位置づけられるようなデータ収集をしていただいて、不公平感がない形で進めていただきたいと思う次第です。

それから、今回の台湾の大型魚の配分を沖合に配分して、その分沿岸に、小型でやってほしいというふうに私が意見を言ったようになっていましたけれども、あくまでも、十分な国内調整の上でやってくださいという意味を今回、論点4のところでは考え方を整理していただいたんだなと思っている次第です。あくまでも、単純に右から左にやるということじゃなくて、実質的にはこういったいろんな使い方をして、やはり大型を沖合のほうにやることにおいて、小型を沿岸のほうに振り分けていくと。こういう非常にテクニックがなかなか難しくなるんでしょうけれども、そういった国のお考えの中で柔軟に進めていただくということは私も賛成ですので、是非、そこはよろしくお願ひしたいということです。

○山川部会長 どうもありがとうございます。色々ご意見いただいたわけですが、枠の有効利用を図っていくこと、これが非常に大事だということで、大森委員、川辺委員、それから田中委員、谷委員、堀内委員も、その点ではご意見、同様の意見をいただいたと考えております。田中委員からは、ペナルティーを考えたらどうかというご意見もいただきましたけれども、事務局からも説明がありましたように、昨年の議論でも、獲り残しなのか、獲り控えなのかという区別が難しい中で、どのように考えていくかという問題もあるわけですね。データをきちっと、それらが区別できるような形で収集していただいて、今後、検討していったらどうかと思いますけれども。もし、そういったことを配分の考え方に盛り込むとすれば、何かありますでしょうか。あるいは、それは今後の検討課題というようなことになるのかなという気はしますけれども。

太田審議官。

○国際課審議官 最初のほうに谷さんと堀内さんのほうから2点ばかりWC P F Cに関

する話が出ましたので、その点について情報提供させていただきたいと思います。今年の北委員会の交渉に臨むに当たって、私も消化率の低さというのがすごく気になって、使っていないのだから増やさなくてもいいじゃないかという議論をされると思っていたんですね。そのために色々と調べまして、それで、なぜ消化率が低いかということを中心に説明しないと、多分増枠の交渉にはならないなと思っていたので、事前に関係国にも説明をしに行ったわけです。そのときの説明というのは、これは必ずしも谷さん、同意されるかどうかわかりませんが、沖合と沿岸は違うんですよ。沖合というのは基本的に、例えば日本海の操業とか三陸沖の操業とかを見ていただければわかると思いますけれども、大体同じ時期に同じ場所に漁場ができて、そのおかげで消化率が非常に高い。まき網がまさにそうなっているわけですね。

ところが、沿岸については、年によって来遊にもものすごい差があって、過去3年間とか5年間の実績で割り当てても、そのとおり魚が来ないので、全く獲れないこともあるし、実績よりもたくさん来る場合もあるので、非常に沿岸のほうが管理が難しいんですよという話をしています。最初の頃はそれがうまくいかなくて、枠を超過したことがあったわけですが、それを防ぐために日本が何をやってきたかということ、試行錯誤をしながらやってきたわけで、基本的には沿岸を一言で言うと、管理単位をどんどん細分化しているわけです。最初は6つのエリアから始めて、それを途中で定置の枠も別途設けましたが、うまくいかなかったと。

結局、今、何をやっているかということ、特に小型魚の場合ですけども、都道府県ごとに分けて、その都道府県の中でも、例えば、長崎の場合なんかは漁協ごとに分けて、さらにその漁協の中でも漁業者ごとに割り当てを分けたみたいな、そういうことをやっているわけですね。どんどんその管理を細分化した結果、みな少しずつ余らせたり、かつ、その来遊の変動によって全然獲れないところがあったりして、そういう獲れない部分を積み足していくと、全体として消化率がすごく低くなってしまいうんですと。これを克服するためには、うまい融通制度があればいいけれど、沿岸漁業者にしてみれば、年によって来遊にすごく変動があるので、今年は来るかもしれないという期待感があったら、やっぱり最後のほうまで持っておきたいという気持ちがあると思うんです。だから、その融通の必要性はわかっているけれども、なかなか融通が機能していない。結局、これを解消するためには、本当に消化率を上げたいということであれば、元のオリンピック方式に戻ればいいわけです。みんなだよーいどんで始めて獲りたい人が獲って、

全体で一定に達したらストップとやればいいのですが、それは回遊が年によって違うので、大きな不公平が生じてしまう。

あと、もう一つは、漁業者の数が多いので、それをやると水産庁に報告が届くころには、超えてしまっていたということが起きかねないので、そうすると当然、大分前でブレーキかけないとうまくいかないと思うんです。そういう話があるので、日本としてはオリンピック方式に戻るのはいくはないと思っています。今の細分化した管理方式を当面続けなければならないと思っているし、消化率を上げるためには融通制度をよりうまく運用する必要があるという、こういう説明をしているんです。そういう説明を、様々な結果、少なくとも北委員会においては、消化率が低いから増枠しなくてもいいじゃないかって議論にはなりません。むしろ、増枠しなくていいって議論は、資源がいまだに低いので、ちょっと増えたからって漁獲量を増やすのかという議論のほうが大きかった。そういう意味では交渉を行っている立場から言えば、もちろん消化率高いほうがいい、高いほうが絶対に交渉しやすいのは間違いないのですが、ただ、消化率が低い理由をきちんと説明してそれなりに私はわかっていると思うので、それよりは資源が良くなっているというデータを集めたほうが、増枠に結びつく可能性が私は高いというふうに思っています。

それと、堀内さんのほうから漁獲証明制度の話がありました。これはご存じのように水産改革の第2弾で、一般的な話として漁獲証明制度の導入について既に議論を始めていますけども、それと並行した形で去年の北委員会の際に、漁獲証明制度の作業部会というのを、これは北委員会というよりも合同作業部会で、これは北太平洋全体で、WCPFCとIATTCにまたがる話ですので、両者の合同部会という形でやっていますけども、それを設立して、今年2回目の会議をやりました。基本的にこの話は日本がイニシアチブをとってしまっていて、作業部会の議長を私がやっていますし、作業部会に出す紙は基本的に全て日本が出して、作業部会で出た様々な宿題も全部日本が引き受けてやっています。そういう意味では我々もこれが早くできれば、よりきちんとした形になると思っているのですが、他方、沿岸漁業者の方が揚がったものを、どうやってきちんと確認してデータに落とすのかとか、様々な技術的な話もあるので、そこはあまり突っ走るのではなくて、よく皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思っています。それは水産改革の漁獲証明制度の話も同じだと思うんですけども、なかなか技術的な困難性を伴うところもありますので、なるべく現場の方に負担が生じないような形で、本

来の目的である、きちんと規則に則って獲られたものだけが流通するというのをいかにして達成するかという観点から話を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山川部会長 どうも詳しいご説明ありがとうございました。

まず漁獲証明制度につきまして、堀内委員、ただいまのご説明、いかがですか。

○堀内委員 太田審議官の今の発言で理解しました。ただ、漁獲証明を行うとなると、事務的な負担、多分、これは各漁協、単協に行くと思うんです。今、我々、まぐろの資源管理を行っていて、我々漁業者は漁業共済とか積立ぶらすをいただいて、補償に充てています。ただ、漁協の経営としては大変厳しいです。我々の魚が獲れないと漁協の収入にはならないんです。ですから、こういう漁獲証明をきちんとやっている漁協にはその分、経費を計上して、漁協の経営にぜひ付与してもらえればと思います。

○山川部会長 ありがとうございます。この論点につきましては、今回の配分ルールの中でというよりは、また別途の話かなとも思います。

大森委員。

○大森委員 漁獲証明のことで、念のためというか、今の水産改革の中で漁獲証明の制度化の考え方のベースは特定水産資源ですので、このくろまぐろの漁獲証明はWCPFC上で議論しているわけで、やることは同じという意味ですけれども、その立ち位置が全く違うということは混乱が生じないように、水産庁から説明をして欲しいと思います。

○山川部会長 では、このあたりは現場のご理解が得られるような形で、よろしく進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

では、谷委員、先ほどの論点、もう一度、よろしくお願いいたします。

○谷委員 まず、融通というところに関してなんですけれども、今漁期、都道府県の大形魚と大中型まき網の小型魚について漁獲枠の融通が行われております。都道府県間の漁獲枠の融通を含めて、関係者間の漁獲枠の融通がまず優先してなされるべきだと思うわけです。例えば、最初に分けるとき、大臣許可と知事許可というようなところで大枠が決まっておりますから、その大枠の中での融通というのがまず優先されるべきじゃないでしょうか。実際に枠の融通を検討する際に、国が留保している数量はどのような経緯、あるいは原資をもって留保がなされているのかというのを十分に考慮をして、慎重にその辺も検討してもらえればと思っております。

さらに申し上げれば、大中型まき網は確かに同じようなところで毎年出てくるからとは言われましても、一応、太平洋、日本海と分けて枠が設定されている中で、それぞれのところで漁獲の過多が生じたときには、それを全国で話し合いを持って、既に融通はされているわけなんです。今のお話を聞いても強く思うんですけども、まず都道府県間とか、沿岸漁業者の方々が獲り控えをしてというのはわかりますけれども、それはそれでしながらも、消化率を上げていく方法が融通なんだろうと思いますので、まず、先ほど申し上げましたように、関係者間での融通をしっかりとやっていただいて、消化率を上げていただくという、そういった方法論というのをどんどん議論して行って、枠は消化しながらも資源管理に資するというようなやり方になってほしいなと思っております。

○山川部会長 どうもありがとうございます。まず、融通は関係者間での協議を十分行っていただいてということですけども、どのようにして促進していくかというあたり、他の委員から何か案はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今、谷委員が言われたとおり、まず沿岸は沿岸、沖合ってということで、それぞれのグループ内で調整するのがやはり最初だと思うし、都道府県でも、例えば、定置であり、釣りであり、都道府県を超えた組織があるわけなんですから、そういった調整をまずすべきであるし、努力をする必要があるんじゃないかというふうに思います。例えば、組織で言えば、日本海では西と北とか、太平洋も南と北というふうに、中はどこで切るかわかりませんが、それぐらいの単位でまずは調整するというのが必要なんじゃないかなと。ある程度大きな規模であれば、変動は実はトータルでは下がるんです。統計学で言うと、1個しかない、元の変動はそのままですけど、2つ、3つ、4つになると平均の変動は幅がどんどん狭くなるわけですね。ですから、そういうロジックで言うと、ある程度大きく括ってしまえば、相対としての変動は下がってくるわけですから、その範囲で融通ができれば、比較的うまくいくはずなんです。あとは、問題は人が妥協できるかということが一番の問題です。人間がどう困難を乗り越えるかということですね。どうやったら仲良くできるか。簡単に言えば、隣同士は仲が悪いというのは普通なので、どう手を組ませるかというのが課題にはなりますね。

以上です。

○大森委員 谷委員の沖合からのご発言は、お立場からしてごもっともだと思うわけで

すが、私の立場から申し上げますと、融通のルールを決めたときもそうだったんですが、当然、沖合と沿岸の調整をしていくというのは大変難しいわけです。そういう中で融通というルールを行うときに、しっかりと水産庁、国が行司役となって、その調整を十分理解した上で、沖合から沿岸の融通というのにも検討していくということが、決まっているわけなので、谷委員のご意見も踏まえた上で、やはり沿岸の厳しさ、苦しさ、そこを理解していただく中で、国にしっかりと行司をしていただきたい。そういう思いです。よろしく申し上げます。

○山川部会長 どうもありがとうございます。融通に関する議論、様々なご意見をいただいておりますけれども、今回、融通に関して国の留保枠をバッファーとして利用して、それに関する融通の仕組みをつくってはどうかということですが、第5管理期間が始まって初めてこの融通という仕組みが取り入れられて、それで今走っている、そういう状態なわけですね。だから、どの漁業種類、あるいは都道府県の方も、まだそれについてどのように対応したらいいかということを探しながら、話し合いを続けていただいているという、そういう段階じゃないかなと思います。

そういう中で、果たして融通で出してしまったら、自分のところの枠がどうなるのか。それから繰越分がどうなるのかとか、そういう不安を抱きながら現場でやりとりの議論をしておられるのかなと想像します。そういう中で徐々にその仕組みが現場に浸透して行って、慣れて行って、どんどん活発になっていけばいいかなと思います。

それで、今回、資料5にあるバッファーみたいなものが1つ作られて、それを利用しながら、融通を行った後の何か保険のような措置がうまく利用できるというようなことが現場に浸透してくると、従来よりももっと融通の流通が促進されていく状況になるのではないかなと、私はこの資料を見ていて感じた次第なんですけれども。委員の方々、いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。資料5の最後にあるようなやり方で原則いいと思うんですけど、多分、第5管理期間はあまり進まなくて、終わって、次に入ってから、あのときこうしておけばよかったという反省があって、前に進むんじゃないかと思います。だから、今そんなに成果というのは出にくいと思うんです。山川先生が仰られたように、手探りなので今はやっぱり躊躇してしまうところもあるのではないのでしょうか。だから、逐一承認などを得ないで何か迅速にできる基本的なルールを作っておいて、裁量し

でもらう方式でないと難しいと思うんです。特に、くろまぐろは突発的に獲れてしまって、これはおそらく沖合の漁業でも同じですから、ある程度、誰かに裁量を渡しておかないと、間に合わないと思います。だから、そういう意味で枠の上限を決めてっていうこのやり方でいいと思うし、実際に機能するのはもうちょっと後かなとも思います。

以上です。

○山川部会長 川辺委員。

○川辺委員 お話をお伺いしていると、沿岸での融通がうまくいかない理由の一番大きな理由というのは、やはり突発的に来たときに、利益を逸失してしまうのではないかと、いうところにあるのかなと思うんです。なので、そこを融通しても、後で来たときにもちゃんとその利益の配分が期待できるんだよというような、何かそういう仕組みをこれから考えていかないといけないのかなというふうにも思うんです。それが共同でやるようなことなのかどうか、ちょっとよくまだわからないですけども。多分、細分化されずずっと今まで来てIQからITQに近づいているのかという気もするんですけども、漁獲量よりも利益のところに着目して、それを分け合えるような、そういう仕組みをこれから考えていかれるといいのかなというふうに思っています。以上です。

○山川部会長 ありがとうございます。他の委員、いかがですか。

堀内委員。

○堀内委員 資料の6を見てもらえればわかると思うんですが、沿岸の、まず小型で数が多い割り振りがあるのは青森と長崎なんです。大型に関すると、北海道、青森、沖縄なんです。まずは、この漁獲の大きい県で水産庁が中に入って調整して、融通をスタートしてはどうかと思います。

○山川部会長 どうもありがとうございます。融通に関して、論点色々いただきました。では、以上のご議論を踏まえて、「配分の考え方について」のところに、もし手を加える必要があるとすれば、何かございますでしょうか。あるいは、資料4の配分の考え方の取りまとめに何かもう一つこれはというようなものを加えたほうがいいのか、修正を加えるべき点とか、もしありましたら。

○川辺委員 質問してよろしいでしょうか。この案自体は素晴らしいと思うんですけども、ちょっと疑問に思っているのは、留保したものをいつ手放すのかということですね。国が留保しているものを再配分すると。その時期としてはいつ頃になるのでしょうか。

○山川部会長 これについては、事務局からよろしくお願いします。

○事務局 留保につきましては、基本的には超過リスクを抑えるために持つという考え方ですけれども、今回のように繰越分など留保が増えるという、それについては配分していくという方針になりますと、いつ配分するかという問題になるのかと思います。配分の時期ですが、漁期のはじめに配分しなければ意味がないと考えています。これにつきましては、昨年、第4管理期間、2018年漁期のときに、漁期が始まって途中で追加配分をしたところ、追加配分するまでの間に漁獲をしている漁業者の方から不満があって、一番はじめに配分してもらわないと、自分たちが恩恵を受けられないというお話があったので、今回の繰り越し、決まる時期は3月から4月ぐらいの漁期の始まるまさに先頭なんですけれども、なるべく早い段階で配分は決めて、そして漁期のはじめから使えるようにしたいと考えています。

○山川部会長 川辺委員、よろしいでしょうか。

では、配分の考え方について、さらにご意見、もしございませんでしたら、融通にしましては、これから実際に運用していく中で、水産庁も交渉の間に立っていただいて、どのように運用していくのが今後、有効に仕組みが働くのかという点について、色々調整いただくということでしょうし、一応、今回、国の留保枠を原資にして融通をする仕組みを新たに加えるということもありますので、一応、配分に関する考え方については、水産庁から提示していただいているこの資料のとおりで、改めて加えるべき点はないのかなという気はしますけれども。

いかがですか。谷委員。

○谷委員 私はやっぱり先ほどのデータを重視していくという考え方そのものはそれでいいにしても、やはりそのデータにしてからも、漁獲実績というのが一番重い数字になると思うんです。その中で消化率をしっかりと高めにもっていくことで、他国への主張も展開をしていこうという、この大きな考え方というのは、微塵もぶれていないわけですので、WCPFCで増枠を実現するためにも、その漁獲枠の消化率というところをもうちょっと重要視した内容にさせていただきたいですし、特に大型魚に関しては、国の留保分から大中型まき網への配分が行われていただければ、その消化率を上げるということではかなり貢献をできると思っておりますので、是非、そういった内容も入れていただければなと。消化率のところをもうちょっと重きを置いたところでの文面にさせていただければなと思うんですが。いかがでしょうか。

○山川部会長 消化率の部分にもう少し重きを置いた文面にということですが、大森委員、いかがですか。

○大森委員 先ほど太田審議官からもご説明があったように、沿岸の場合ですと回遊状況が毎年異なって、その中で今の状況になっているということもありますから、機械的に消化率を上げるために留保の配分を沖合にもっていくんだという、機械的なことではないというその辺の塩梅というのがあると思いますので、この文章の中に消化率に重きを置くような意味合いで文言を入れるというのは、私は賛成しかねるところです。

○山川部会長 ご意見がちょっと分かれておりますけれども。

堀内委員。

○堀内委員 私も大森委員と同じで、沖合が消化率をきちんと上げられるのは、狙ってイける漁法だからです。我々沿岸は狙ってイける漁法ではない、定置に関しては待っている漁法で、釣り、はえ縄、狙ってイっているんですが、今の現状の消化率でいくと、沖合がすごい資源管理に貢献していて、この消化率は沿岸が資源管理をやる気がないんじゃないか、という話にもとられかねないので、私はこの消化率は大森委員と同じで中には入れないほうがいいと思います。

○山川部会長 田中委員はいかがですか。

○田中委員 両論ありなので、ここは記載しないということじゃないでしょうかね。

ちょっと別な点、いいですか。繰り越しなんですけども、繰り越しの繰り越しはできない、つまり1年限りですよ。国内の枠について、そういう理解ですよ。

○山川部会長 事務局のほうからよろしいですか。

○事務局 上限が決まっています基本的には国際的にできないので、例えば年々、枠が国内で増えていくということはないです。

○山川部会長 田中委員。

○田中委員 質問の意図は、例えば管理をしっかりしたので枠が残っています。で、繰り越したい。翌年も残り、そのまた翌年も残りました。そういう繰り越しができるかということ。できないということなのでそこはちゃんと周知したほうがいいんじゃないかということなんです。

○事務局 わかりました。繰り越しの部分が非常にわかりにくいというお話は他からも聞いていますので、ちょっと整理しまして、改めて水政審の場で資料などを出していきたいと思います。

○山川部会長 では、それにつきましては、そういうことでよろしく願いいたします。

融通の件、枠の消費・有効利用、消化率、その点につきましては、配分ルールとして具体的に盛り込むというのは現段階ではちょっと困難な部分があるかなというふうには思うんですけども、この資料3-2の第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてという、これの前段のほうに、どういう論点があったかとかいうことが色々書かれていまして、これらの中に1つ、枠の有効利用が大事だよってというようなことを書いておくということではいかがでしょうか。どこに書けばいいのかというのは、ちょっと今の段階ではあれですけども。そういう論点もあるんですよという形で。もし何かそういうのを盛り込むとしたら、事務局としては何か可能性としてあるとかないかということはいかがでしょうか。

○事務局 前回も参考人からのご意見に対するくろまぐろ部会での委員の意見の結果について取りまとめておりまして、この中では、やはり意見が違うところというのは両論載せているところがございます。なので、そういった形で、例えば、管理に関する論点と思いますが、消化率の向上を目指すべきだという意見があったお話と、それから一方で、消化率については沿岸のお立場でお話しされたところの論点もあったというのがありますので、両方の意見があったという事実を残しておくことは可能かと思いません。

○山川部会長 そういう対応でいかがかと思えますけれども。谷委員、いかがですか。

○谷委員 私がやっぱり一番思うのは、最初の部分のところで、そういう増枠を勝ち取るためにという目標のところ、枠を有効活用して消化率を上げていこうというふうになっていました。我々はやはりそこに資するやり方だと思ってこれまでやってきているわけです。その一方で、その消化率が悪い部分というのは、どうすれば上がるんだろうという努力をやっていただきたいなというのがありまして、その一つ方法が多分融通なんだろうと思っているんですけども、例えば、都道府県間ではやりにくい、沿岸漁業者さんではちょっとなかなかしにくいという話のようですけれども、ではそれをそのままにしておいていいんですかということもあるわけです。

我々もそうやって全体のためを思って、例えば貴重な枠を留保で預けたり何なりということもやっているわけなので、そこで未利用分が出てきたときには、まずやっぱり我々、大中まきに返していただきたいというのが、まず一つあるものですから、是非、

その消化率というところを、できないからということで思考停止するのではなくて、何とかこれをやっていけるようにしていただきたいなと思っております。それに資するための記載の仕方であるならば、とにかくやっていただければなと思っております。

○山川部会長 こういう強いご意見、もっともだと思いますので、そのような考え方が反映できるような形で、もう少しこの資料3-2の内容に修正を加えるということでもよろしいでしょうか。

では、そのような対応でいければと考えます。

他に何か論点、つけ加えておきたい点とかございますでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 先ほどの補足なのですが、資料6の小型魚が青森、長崎、大型が北海道、青森、沖縄。これは、漁期が全然違うんです。かぶらないんです、最盛期が。ですから、都道府県間の融通が非常にしやすい県だと思います。青森と北海道は今、ちょうど最盛期で津軽海峡を挟んで漁が最盛期なのですが、大型魚です。沖縄は正月過ぎからですよ、最盛期が、3月まで。そうでしょう。

○事務局 沖縄の大型魚は4月から6月が最盛期になります。

○堀内委員 じゃあ、ちょっと難しいかな。でも、漁期が小型でいくと、長崎と青森が終わった後、大体ですね、9月、10月。長崎はお正月過ぎから曳き縄とか始まるので、そういう融通は非常にしやすいと思います。

○山川部会長 では、そういうご意見もございましたので、融通のマッチングにおきましては、その点をご配慮いただいて、今後、水産庁が中心になって調整を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、他にご意見ありますか。大森委員。

○大森委員 1つだけ、太田審議官も仰ったとおり、WCPFC上で各国と枠のこの交渉のベース、これはやはり資源評価だということですよ。それと、このまぐろ部会で国内の調整を含めて、限られた枠の中でどういうふうを活用していくかということ全く別に考えるんだということは、今日、マスコミの方もたくさんおられますので、そこはそういう整理をしながら、この部会を今後も続けていただくということだろうと思います。よろしく願いいたします。

○山川部会長 どうもありがとうございました。仰るとおりだと思いますので、そのようにさせていただきます。

他にございますでしょうか。では、おおよそご意見、ご議論もいただいたかなと思います。本日、委員の皆様からさまざまなご意見いただきましたので、特に、先ほど申した点を、一部改正案という形で加筆修正したいと思います。修正した改正案は委員の皆様にご確認いただきますけれども、最後の調整ですとか、あるいは軽微な修正の場合は、部会長の私にご一任いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

いずれにしましても、修正案をまた委員の皆様にご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次に議題の2のその他のところで、事務局から資料があるということですので、資料の説明をよろしく願いいたします。

○事務局 資料6について報告がありますので、説明します。

資料6は、一番新しい2019年10月18日時点の漁獲の状況になっています。上が小型魚、下が大型魚になっていまして、沖合漁業につきましては、12月までが漁期になっていますので、現在、消化率は70%を超えて、小型魚は全体で81%、大型魚については98%という消化率に既になっているところです。沿岸漁業につきましては、これから3月まで漁期がありますので、これから漁期が進むに伴って漁獲量が伸びていくと考えられます。

そして、1点ご報告があります。数量としては大きくないのですが、瀬戸内海で現在くろまぐろが獲れるようになってきたという報告を受けております。具体的には、現在、山口県、香川県、兵庫県の報告がありまして、兵庫県にいたっては、淡路島の西側の明石ノ浦でくろまぐろの小型魚が入ったという話があります。これは、これまで混獲がなかったので、現在、枠を設定していない地域もあります。そのため、今後の動向を見るために、既に大阪と香川と岡山は0.1トン配分しているのですが、それ以外の瀬戸内海の県にはまだ配分していませんので、それ以外の瀬戸内海の県につきまして、混獲用として、少ないですが0.1トンずつ配分して漁獲の状況を見ようかと思っています。既にもう今期から漁獲があることから、来期からではなく、次回の水産政策審議会にお諮りしまして、今期、少し枠をつけて漁獲の状況を見たいと考えていますので、ご理解をよろしく願いしたいと思います。

○山川部会長 ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願います。

よろしいですか。0トンということだと、混獲もままならないという形になってし

まいりますので。では、本件につきましては、事務局はそのように進めていただければと思います。

では、今後の進め方について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 本日は第5管理期間以降の漁獲可能量の配分の考え方の一部改正案について、ご議論いただきました。今後の手続きとしましては、今回の改正案を踏まえて、水産庁でTACの配分案を記載した基本計画を策定しまして、パブリックコメントを実施することとします。さらに、配分案につきましては、関係者に説明するため、TAC設定に関するくろまぐろの意見交換会というものを開催いたします。意見交換会の日程については、追ってプレスリリースする予定となっています。

さらに、この第5管理期間以降の漁獲可能量の配分の考え方の修正案につきましては、くろまぐろの来期のTAC配分を審議する資源管理分科会において最終的に承認の手続きをとることとなります。この資源管理分科会は、年内の開催に向けて現在調整中という状況です。

事務局からは以上です。

○山川部会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事はこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日のくろまぐろ部会を終了させていただきます。どうも、ご協力ありがとうございました。

午後0時25分 閉会